

令5監委第516号
令和5年8月21日

秋田市長 穂積 志 様

秋田市監査委員 鶴田 嘉裕

秋田市監査委員 高井 宏司

秋田市監査委員 安井 誠悦

秋田市監査委員 三浦 清

内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により審査に付された令和4年度秋田市内部統制評価報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和4年度秋田市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象

令和4年度秋田市内部統制評価報告書

2 審査の期間および場所

令和5年5月8日から同年7月28日まで

(於：監査委員室および監査委員事務局)

3 審査の方法

(1) 市長が作成した令和4年度秋田市内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として審査を行った。

(2) 令和4年度秋田市内部統制評価報告書について、内部統制評価部局から報告を受け、秋田市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

(3) 市長以外の執行機関および上下水道局は、市長が策定した「秋田市内部統制に関する方針」を準用し、自主的な取組として内部統制を推進していることから、令和4年度秋田市内部統制評価報告書に添付されている参考資料により審査を行った。

4 審査の結果

令和4年度秋田市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価結果に係る記載は相当である。

5 付記事項

令和3年度秋田市内部統制評価報告書審査意見において、「整備上の不備」と「運用上の不備」の区分を的確に行うとともに、「整備上の不備」が重大な不備に当たらないと判断した根拠や理由を明らかにするよう付記していたところであるが、令和4年度は、整備上の不備と運用上の不備が適切に整理され、整備上の不備に関

して重大な不備かどうかを判断した根拠等が関係資料として整理されていることを確認した。

今年度の審査の過程で今後の内部統制評価に当たって留意又は改善を要すると思われた事項は次のとおりである。

- (1) 全庁的な内部統制について、評価項目に対応する規定や指針等の策定状況や運用状況を確認し、不備がないか評価しているが、評価報告書における内部統制の運用状況の記載に当たっては、内部統制が適切に整備・運用されていることが客観的かつ容易に把握できるよう、評価項目の内容に対応した具体的なものとするなど留意されたい。
- (2) 業務レベルの内部統制のうち、課所室所管業務に係るリスクについては、対応策の検討、マニュアルの整備・更新を通じてそのリスクを回避・軽減する取組みの状況を確認し、不備がないか評価しているが、評価報告書における不備の是正結果は、「業務マニュアル」の不備が適切に改善されたことが客観的に把握できるよう、具体的に記載するなど留意されたい。
- (3) 業務レベルの内部統制のうち、課所室共通リスクについては、「内部統制取組状況確認シート（課所室共通リスク）」を用いて取組状況の確認、評価を行っているが、一部の課所室において評価項目として設定されたリスクがあるにもかかわらず、評価対象としていない事例が見られた。

評価精度の向上を図る観点から、各課所室が共通の認識のもと評価できるよう評価シートの作成ルールを明確化するなど、評価手続の改善に努められたい。